闘（とう）華（か）

発　行：ユニオン東京合同
発行人：佐藤陽治

東京都千代田区三崎町 2－17－8 皆川ビル 301 朔気付
TEL&FAX 03-3262-4440
メール　info@union-tg.org
ブログ　http://blog.union-tg.org/
ホームページ　http://www.union-tg.org/
郵便振替　００１１０－８－１２０６６１

第９回定期大会開催

組合は下記の通り、第9回定期大会を開催します。

今回の大会は極めて重要な大会となります。組合設立期のブリタニカ闘争から、全日本手をつなぐ育成会分会の闘い、さらに教育と探求社分会の闘いと、闘いの戦線が飛躍的に拡大しました。これにともない、組織的な整備、組合活動の拡大に伴う組合財政の計画的強化が要求されています。執行部としては、組合費の値上げによる増収をはかるとともに、外部へのカンパ要請の計画的強化を行いながら、闘いを通して増収をはかる方向を探る、などの検討を開始しました。来春をめどに組合内論議を深めて、全組合員に方針を提案します。

また、財政面だけでなく、組織的な面での改革が必要となっており、大会で提案します。

以上、非常に重要な大会となりますので、万障くりあわせて大会に出席されるよう通知いたします。

期日　１２月２３日（水）午後１時～５時
会場　神保町区民館　２階　Ａ、Ｂ　２室
議題　①　定期大会　各議題
②　来賓あいさつ　など

－　大会終了後　朔で交流会　－

１０・７ガサ国賠５労組会議開かれる

12月8日、午後7時から朔事務所会議室で、去る10月7日に不当ガサ攻撃を受けた東京の5合同労組の代表が集まり、今回の不当ガサとどう闘うか、これからもかけられるであろうガサ弾圧とどう闘うのかが論議された。

第一義として、5労組がまとまって国賠訴訟を闘うことが確認された。次に、10月7日当日の、各団体の実情が報告された。報告によると、合同労組八王子は朝、他の4労組は午後2時からで、約10人の公安警察によるガサであった。また、組合によっては、令状の到着が遅れたにもかかわらず、無令状のままガサが行われたという、とんでもない事態が発生していた。

更に、早朝ガサを受けた合同労組八王子が他の地区メンバーに連絡したにもかかわらず、この連絡が各合同労組に全く伝わっていなかったことが判明した。また、事前に、私服による見張りがなされていたことが報告された。

令状の発布申請は公安警察から簡易裁判所に出されるが、裁判官は書記官の経験だけで裁判官になるケースも多く、現状では違法とはいえないが、発布に対する垣根が低いとみられる。この令状に対する対処の仕方なども論議された。全体として、権力と闘うという緊張感が失われていることが確認された。 今後5合同労組が統一して国賠訴訟を行っていくことが確認された。

ユニオン東京合同の財政基盤確立のために、冬季カンパのおねがい！
送付先　**郵便振替口座　０１１０－８－１２０６６１**
ユニオン東京合同　千代田区三崎町　2-17-8　皆川ビル 301　朔気付

【ブリタニカ分会報告】

不当判決を許さず控訴で闘うぞ！

12月7日、組合のブリタニカ不当解雇撤回を求めた中労委での、渡辺章公益委員の不当な審査指揮、および不当命令の取り消しを求めた行訴について、東京地裁の渡辺弘裁判長は、棄却する不当判決をだした。組合は控訴し、最後まで闘う準備を始めた。

ブリタニカ闘争は、2001年5月31日付で従業員340名が突然解雇された事件であり、ブリタニカ資本は、全員解雇を通告すると同時に、事業閉鎖に着手した。従業員には事後説明として事業閉鎖、全員解雇理由の説明がなされたが、具体的な裏づけを示さない、口先だけの説明であった。

組合は団交を開始し、10回の団交までで都労委に救済を申し立てたが、都労委は、申立期間の徒過を理由に解雇問題をシャットアウトし、不誠実団交の申立に対しては、奥井社長の証人申請を却下し、会社側の言い分を100％認めて棄却の不当命令をだした。中労委は、都労委命令をなぞり、より一層の不当性を補完するかたちで、やはり、不当命令を昨年7月にだした。組合は今年1月に、中労委命令の取り消しを求めた行訴を申し立て、結果、今回の不当判決となった。

渡辺裁判長が最初に論じたのは、申立期間の徒過の問題であった。「1年間だけ」を金科玉条とし、組合が、会社側の「全員解雇の嘘」を知ったことによって申し立てたことを無視した。

問題のひとつは不誠実団交であったかどうかである。2001年3月当時、事業閉鎖、全員解雇を通告したシカゴ本社と交渉したのは奥井社長ただ1人であったため、組合は当初から粘り強く奥井社長の団交出席を要求した。しかし会社側は交渉権を与えたとして、粟津元経理部長を代替として団交出席させ、奥井社長の団交出席拒否を続けている。しかし、シカゴ本社とどのような交渉をしたのかは奥井社長のみが知ることであり、粟津元経理部長は代替者たりえないのである。その証拠に、粟津は交渉の内容を一度たりとも団交で発言していない。また、奥井社長が団交に出席できない理由はない。健康だし、ブリタニカ資本は、奥井社長に事業閉鎖、全員解雇の交渉内容の真実を明らかにされたくないため、頑なに団交出席拒否を続けているのだ。

次の問題点は団交議題である不当解雇撤回についての交渉で、会社側は「解雇の不当性について」を議題にさせないため、「日本ブリタニカは現在営業していない」ことを理由の第一に据えて「解雇撤回はしない」と回答を決め、その回答を一歩も変えようとせずに押し通して平行線をたどっている状況を演出し、それを理由にして組合に団交議題の変更を追っていることである。組合に議題を変えろと要求するのは、支配介入であり、不当労働行為であるが、判決は当然のごとく会社の態度を容認している。

今回の地裁命令は、このように全く不当極まりない判決である。そればかりか、判決日が直前になって理由も示さず変えられた。2週間も判決日が前倒しになったのだ。また、審理の方法も証人調べを全て省き、書類の突合せのみだった。当日、判決言い渡しのとき、呼ばれて傍聴席から原告席にたどり着く前に、言い渡しが終わっていた。渡辺弘裁判長は、周りを何も見ず、原告が席についていないことも見ないで、下を向いて口の中でモゴモゴと、聞き取れない小さな声で判決を言い渡した。何を言ったのか全く聞き取れなかったが、「棄却」だけわかった。組合は労働委員会や、裁判を1つの闘いの手段として闘うが、闘い全てを第3者に委ねることは方針に無い。闘争現場で奥井社長の団交出席実現のため闘っていく。

ブリタニカ闘争はこの一年間、社前情宣、団交と、直接の闘いをつづけてきた。団交は、粟津交渉員の「テープを止めたら話します」と、無言を続ける不当な団交拒否に屈せず、粘り強く団交要求し続けてきた。昨年からの会社側回答書には必ず、解雇撤回要求の議題は平行線、要求を変えるよう要求する、またテープ録音は認めないなどの記載が載るようになり、相変わらず奥井社長は団交出席拒否を貫いている。組合は不当な団交拒否に対して都労委に、再申立の方向で検討を開始した。あくまでも社長の団交出席、

証人採用を勝ち取る決意だ。

この1年間の団交と社前情宣は次の通り。

団交

2009年1月13日、5月15日、7月21日
11月12日

社前情宣

2008年10月20日、11月30日、12月17日
2009年　1月30日、3月27日、6月2日
7月28日、9月14日、10月27日
11月24日

行政訴訟

2009年1月27日、12月7日不当判決

【育成会分会報告】

副島理事長の責任を更に追及！

■職場闘争で追及

全日本育成会監事宛てに、副島宏克理事長の「不正な支出の還付を求める」監査請求が出されました。11月30日に職員（組合員を含む）がおこした監査請求の要旨は、副島理事長は自らの任を逃れ、定款・事務処理規程に沿った職務を遂行せず、「全日本手をつなぐ育成会」に多額の費出を被らせたので措置を請求する。・・ということです。

【その行為は、どのような理由で違法または不当か】

① 職務権限のない、実質的にも労務管理を行っていない理事に、労働組合との団体交渉に当たらせているのは「事務処理規程」に違反する。

② 交渉における使用者側「見解」のほとんどを弁護士に回答させ、他の使用者側団交出席者の発言を制止させ、弁護士をしてさも当事者であるかのようにたちふるまわせている。

③ こうしたことは、「社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会」理事長の社会的責務を逸脱した無責任な姿勢の結果である。

【その結果どのような損害が「全日本手をつなぐ育成会」に発生したか】

①副島理事長が弁護士に「全日本育成会理事長交渉権」を与えた行為は、事務処理規程に違反しており、会の主体性を損う行為である。

②正当な理由と手続きのない、職務権限のない遠方の理事を団交、労働委員会に出席させるための多額な交通費、宿泊費、日当の支出が発生した。

③正当な理由のない権限移譲により多額の弁護士費用の支出が発生した。

こうした②、③の経費は、「全日本育成会」の定款・規程通りに業務執行していれば、必要のない経費であり、理事長および常務理事の職務放棄ないし怠慢により発生している。

【どのような措置を請求するか】

これらの経費は副島理事長が本来の理事長としての業務執行を怠り、法と定款・規程に従った労使問題の解決によらないことに起因しているので、副島理事長を譴責し、これらを是正し、副島理事長が発生させた経費について自ら還付させることを求めるものである。

これらの内容を参照、調査、監査すべき証憑類リストを付けて、「全日本育成会　監事様」宛てに送り、12月1日には事務所に届きました。

しかし、副島理事長は、監事に渡す前に、開封してしまいました。自分宛てではない郵便物を勝手に開封すること、ましてそれが理事長の業務執行を監督する監事あての郵便を開封するとは、社会的法規範意識がまるでないことが暴露されました。

これでは、施設やグループホームに暮らす利用者あての郵便を職員や、寮母さんが勝手に郵便物を開封して、中を見てもよいということになってしまうでしょう。副島理事長の地元・因島で常務理事をする施設ではどういうことになっているのか心配です。副島理事長は権利侵害をやめて、即座に不正な支出を弁財すべきです。

■12月2日、社前情宣行われる

組合は昨年の12月1日、就業規則が改悪強行されたことへの抗議のためストライキを行いました。丸1年がたった12月2日、不正な支出に対して監事監査請求書が出されたことを受けて、全日本育成会の入る全国たばこセンタービル前で昼休みに、総勢15名で情宣をおこない、「副島理事長の団交に出てこ

い」、「監事は監査請求を無視するな」と力強くシュプレヒコールを行いました。

■法人は団交拒否を必死に継続！

組合は団交開催要求書を出し続けていますが、全日本育成会は、団交拒否を続けています。この団交拒否は全日本育成会が、児島組合員に雇入通知を送りつけたことが起因です。組合は2009年4月16日の団交で、全日本育成会が児島組合員へ出した雇用契約終了予告通知に関して追及しました。この雇用契約終了予告通知は3月30日に撤回されるのですが、全日本育成会は児島組合員に謝罪もなしに、雇用通知を郵送してきただけでした。組合はこうしたやり方について団交で強く抗議しましたが、高鶴理事は「見解の違い」とだけしか言いません。何が見解の違いなのかを問うと、「お示しした通り」と、何も見せずに言うのみ。さらに、何を示したのか聞くと高鶴理事は答えず、黙ってしまいました。

もうひとつは、4月16日の団交の事前に春闘要求書の書面回答を求めていましたが、事前には団交で回答するとしながら、団交の中では回答しないで、翌17日になって4月16日付回答を渡してきたのです。まったくもって団交の意義を損なう行為です。こうしたことについて、全日本育成会は、反省するそぶりも見せません。その後、組合の言動に難癖をつけて、団交を拒否しているのです。

4月16日、8月20日のあと理由もなく、9月17日、9月30日、10月12日、10月19日、11月5日、12月17日と立て続けに団交拒否回答しています。全日本育成会ははすみやかに団交に応じるべきです。

■伊藤、平野弁護士に懲戒請求

ユニオン東京合同は、第一東京弁護士会に対して、労災で療養中の児島組合員に違法な契約終了予告通知を出した全日本育成会と契約関係にある伊藤、平野弁護士の懲戒を請求しています。全日本育成会の違法行為を是認していた伊藤、平野弁護士は弁護士の名に値しません。第一東京弁護士会は自浄能力を発揮すべきです。しかし、事態がなかなか進まないため、第一東京弁護士会に対して、早急に調査を進めるよう要望書を提出しました。また当事者の児島組合員からも、同一の件で伊藤弁護士に対する懲戒請求書が提出されています。

【教育と探求社分会報告】

宮地社長は早急に解決しろ！

みなさん、こんにちは。教育と探求社分会です。

私たちは、今年2月宮地社長が行った全社員に対する悪質な退職強要についての謝罪、未払い給与と未払い残業代の支払い等を求め、辞めさせられた全社員10名一丸となって組合を結成し、闘っています。7月下旬にユニオン東京合同へ入会して今まで、情宣活動を11回、団体交渉を4回行いました。今回は入会してから現在までを振り返ってみたいと思います。

■情宣活動

2009年7月22日、教育と探求社が関わっているイベントの実施場所、六本木ヒルズ前にて初めて私たちは情宣活動を行いました。初めてのビラ作成と配布、スピーカーで街行く人に呼び掛けるということ、全てが初めての経験でした。しかし、この情宣活動によって会社側に徹底的に闘っていくんだという組合の強い意志が初めて示せたのではないかと思います。それ以来、教育と探求社の入っているビルの前、協力企業の社前と情宣活動の場を拡げ、どんどん実施していきました。

私たちが情宣活動をする際に心がけていることは、会社にはもちろん強く訴えていきますが、街の人には”愛される情宣活動”を目指すということです。

例えば、配布するビラも、街行く人が受け取りやすいビラのデザインにすること、そして書いている内容も初めて読んだ人でも分かりやすい内容にすることを心がけました。

また、浴衣や天使、悪魔やアーミールックと様々な状況に合わせて扮装し、スピーチも何故自分たちはここで情宣活動をしているのかの理由をしっかりと伝えるなど工夫を凝らしました。そのため、街行く人からは頑張ってねと応援してもらったり、自分も同じようなことを以前されたなどの共感の声、こうしたらいいよというアドバイスなど多くの励ましの声をいただけるようになりました。

私たちはこのような情宣活動を通して、徹底的に闘うんだという意志を会社に示すとともに、地道に一歩一歩解決に向けて進めることができているのではないかと考えています。中でも良品計画という協力企業への情宣活動は効果的でした。良品計画の本社前で社員へのビラ巻きとスピーチを行ったところ、すぐに担当者の方が駆けつけ、組合の話を聞いてくれました。聞くとすぐに宮地社長を呼び出し、早く争議を解決しろと進言してくれました。このことは、後に会社が組合への謝罪の意思を示すようになった大きな要因であったともいえます。

■団体交渉

会社とは4度の団体交渉を開催しました。基本的に会社側は宮地社長と顧問弁護士、社外取締役という布陣。宮地社長は、私たち全社員に退職強要を行ったことについて、反省や謝罪を一切せず、全面的にその事実を否定しました。

「退職強要があったという事実を一切認めるわけにはいかない。会社としては正当な手続きを踏んでいるという風に認識している」とあくまでも、私たち全社員が自主的に退職届けを提出したのだという主張です。

その主張を無理やり通すため、明らかに自分に都合のいい、誰が聞いてもあり得ないような作り話を終始繰り返すという有様でした。しかし退職強要に至る経緯について自らの発言を再現する際、嘘に嘘を重ねているためか、以前自らが発言していた内容ばかりか、つい数分前にした発言を忘れたり、時系列の理屈が合わない話が頻出するなど、数多くのボロが露呈する結果となり、10月1日の団体交渉では、遂に組合からのシンプルな質問に絶句、今まで嘘で積み上げたものがボロボロと音を立てて崩れ去りました。

顧問弁護士も法的証拠がなかったことを露呈し、会社側は逃げるように帰って行きました。その決定的な団交を受けて、会社側は「謝罪」の意思を表明。その後は役員会での決定をもとに社外取締役1名が代表となり、組合側と話し合いを行うこととなりました。私たちは交渉の場で怒りを示すとともに、退職強要が起こった事実を冷静にしっかりと積み上げ、準備し書類にして会社側に提出していきました。そのことが功を奏したのだと考えています。

■そして現在

情宣活動と団体交渉を続け、会社は顧客である学校や企業からも多くの進言・苦情があったことなどで、10月5日に「謝罪」の意思を表明。役員会での決定をもとに社外取締役1名が代表となり、組合側と話し合いを行いました。しかし、組合の確認書に対して出された宮地社長の公式見解は、まるで解決の意思のない非常に無責任なものでした。

引き続き11月9日、社外取締役が1名代表となって組合と話し合いをする予定でしたが、突然会社が話し合いをキャンセル。理由としてはまず社内で取締役会を開き、この問題について話し合いたい。そしてそのあと日を改めて、組合と話し合いたいというものでした。しかしその後1カ月近くたった12月1日にようやく取締役会が開かれました。その話し合いでも会社側は結局結論の出ないまま閉会。解決に向けての大事な局面にも関わらず、この間、一向に進展しておらず、会社側の時間稼ぎとしか思えない状況となっています。

そのため現在、私たちは取引先である銀行、会社の取締役、会社と関係のある企業へ要請書を申入れるなど、解決のため各位に協力を呼びかけています。詳しい経緯は、私たちのブログをご覧いただければと思います。今までの活動の経緯や写真などが記されています。

http://eduqunion.exblog.jp/

また、EDUQ UNIONホームページでは、ご好評いただいている4コママンガもバックナンバーを含めすべて読めるようになっています。こちらもあわせてよろしくお願いいたします。

http://www.eduq-union.com/

暴処法を粉砕した
国労5・27臨大闘争弾圧裁判の大きな意義

われわれは裁判で滅多に勝たないが、11月27日の国労5・27臨大闘争弾圧に対する判決は、1人無罪、残る6人は罰金刑という判決で、権力のもくろんだ暴力行為等処罰に関する法律（暴処法）の適用を打ち破った。

暴処法は戦前、治安維持法と同時に、大衆運動の弾圧に多用された。もともと憲法違反といわれている悪法である。しかし最近では、「暴力団」などの弾圧に多く使われているが、労働運動や大衆運動の弾圧にはあまり使われていない。弾圧のきっかけに暴処法が使われているが、これで起訴されるケースは少なくなっていた。

しかし今回、国労5・27臨大闘争弾圧に真っ向から使われ、さらに法大弾圧にも適用されている。普通の労働組合の説得活動に暴処法を適用しようとしたのは、実力闘争で闘おうとする勢力を撲滅しようという狙いがあったからだろう。

最近、闘う労働運動に対する弾圧が強まっている。10月7日の東京の5つの合同労組に対するガサ弾圧もそうだ。また、1999年に成立した組織的犯罪処罰法（重罰化）が、介護労働者にかけられたのも、いままで「暴力団」や、薬物罪などに適用されていたものから、その弾圧領域が拡大されたものであった。やがて労働運動対策につかわれる可能性が高い。暴処法弾圧はこの一環であろう。それが阻止されたことの意義は大きい。しかし、検察側も控訴しているから予断は許されない。さらに、もし仮に共謀罪が成立していたら、共謀罪は証拠がなくてもよい、共謀したと推認できればよいので、今回の国労共闘弾圧に使われていたであろう。

組合活動日誌

月	日	曜日	活動内容
11	1	日	11月労働者集会
	2	月	定期執行委員会
	4	水	育成会職場会議
	6	金	教育と探求社社前情宣
	7	土	育成会分会法対会議
	10	火	育成会分会会議、明大生協労組大学前情宣
	12	木	ブリタニカ団交
	13	金	三多摩合同労組統一行動
	14	火	動労水戸定期大会
	15	日	教育と探求社分会会議
	16	月	第一弁護士会へ懲戒請求審議促進要請、出労交神保町情宣
	18	水	藤商会本社闘争
	19	木	例会学習会（就業規則・山本志都弁護士）
	20	金	教育社ニュートン情宣
	21	土	育成会法対会議、山田書院千葉闘争
	22	日	医療観察法廃止に向けた全国集会
	23	月	教育と探求社分会会議
	24	火	ブリタニカ社前情宣
	25	水	育成会分会都労委調査調書訂正要求書提出
	26	木	機械工業新聞番町ハイム闘争
	27	金	5・27弾圧判決公判、集会
	29	日	明大生協労組大学前情宣
	30	月	育成会法対会議、教育と探求社分会朝日信金
12	1	火	三役会議
	2	水	育成会社前情宣
	5	土	育成会法対会議

12月活動予定

月	日	曜日	活動内容
12	7	月	定期執行委員会
	8	火	5合同労組国賠会議、旭ダイヤ霞ヶ関デモ
	11	金	共謀罪法案の廃案を祝う弁護士と市民の集い
	12	土	育成会法対会議
	13	日	育成会分会会議、臨時執行委員会
	17	木	法大暴処法弾圧粉砕集会、弁護士会館6時
	22	火	育成会都労委審問　2時半～
	23	水	第9回定期大会　13時～神保町区民館
	24	木	ス労自主品川本社情宣　8時半～9時半

◆編 集 後 記◆

2009年もあと1ヵ月を切った。ユニオン東京合同にとって激動の1年間であった。昨年、育成会分会の闘いで組合として初めてのストライキに決起。その後、児島組合員に対する解雇攻撃がかけられるも、見事に粉砕した。

こうした闘いの最中、教育と探求社分会が新たに結成され、新鮮な息吹が組合に充満した。創意工夫に満ちた「ジョーセン」は「目の鱗が剥がれる」思い。組合大会まであと半月。頑張ろう。　（A）